

新型コロナウイルス感染症対応 ガイドブック (宿泊施設用)

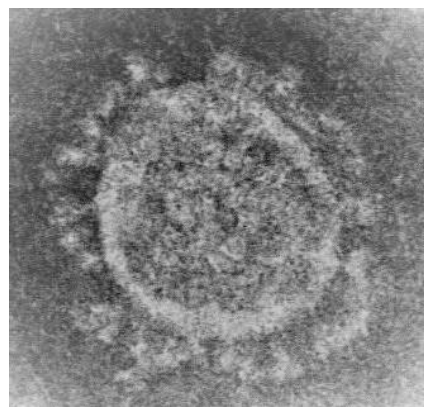
目 次

1. 新型コロナウイルスとは？	P 2
2. 新型コロナウイルスの消毒について	P 5
3. 宿泊施設で行う具体的な感染防止対策	P 15
4. 宿泊者に感染が疑われる症状が認められたら	P 28
5. 検査後、宿泊者に陽性反応が確認されたら	P 31
6. 従業員またはその家族に 感染が疑われる症状が認められたら	P 32
7. 初動に必要な体制	P 33
8. 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口	P 34
9. 新型コロナウイルスに関する情報について（HP等）	P 37
10. その他（第3版からの主な変更点等）	P 38

令和2年11月（第4版）
長野県

1. 新型コロナウイルス感染症とは？

○ コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SRSA）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」の原因となるウイルスが含まれますが、今回の新型コロナウイルスは、人から人に感染するコロナウイルスとして新たに見つかったウイルスです。コロナ（Co r o n a）、ウイルス（Vi r u s）、病気（D i s e a s e）という単語と、この病気が世界保健機関（WHO）に報告された「2019年」の組み合わせから、病名がCOVID-19と命名されました。



新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真像
（国立感染症研究所）

○ 新型コロナウイルス感染症の主な症状は、発熱・呼吸器症状（咳・のどの痛み、鼻水・鼻づまり等）・頭痛・倦怠感などです。また、嗅覚障害・味覚障害を訴える方が多いことも分かってきました。

感染者の約80%が軽症のまま1週間程度で治癒しますが、約20%は発症後1週間前後で肺炎症状が現れます。また、全体の約5%は肺炎が重症化して人工呼吸など集中治療が必要となる経過をたどる傾向があります。なお、感染者の8割は人への感染はないと報告されています。

高齢者・基礎疾患（呼吸器疾患・糖尿病・高血圧など）を有する方、肥満の方などは、重症化するリスクが高いと考えられています。

○ 発熱等の症状が生じた場合には、

- ・まずは、電話でかかりつけ医等身近な医療機関に相談しましょう。
- ・かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は、「**受診・相談センター**」（保健所）（P34）へ電話相談してください。

○ 新型コロナウイルスは、主に飛沫感染及び接触感染によりうつるといわれています。しかし、閉鎖された空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。そのため、くしゃみや咳などの症状のある方は飛沫を飛びにくくするためのマスクと咳エチケットの励行、そして接触感染を防ぐ手洗いが非常に大切です。特に、不特定多数の方が触った場所や物（ドアノブ、手すり、つり革、スイッチ類など）に触った後は、口や鼻、眼に触らないようにするとともに、流水と石けんでよく手を洗い、さらにアルコールによる消毒をするとよいでしょう。

ひまつ 飛沫感染	感染者の飛沫（ひまつ：くしゃみ、咳、つばきなど）と一緒にウイルスが放出され、2m以内の至近距離にいる他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。また、目の粘膜組織である「結膜」からも感染する可能性があるといわれています。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で回りの不特定多数の方が手で触れる場所や物（ドアノブ、手すり、つり革、スイッチ類など）に触れるとウイルスが付きます。感染していない人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で自身の口や鼻、眼を触るとそれぞれの粘膜から感染します。

○ 新型コロナウイルスの集団感染が発生した場所の共通点から、

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（「**3つの密**」）のある場所では、感染が非常に起きやすくなると考えられます。

また、**感染リスクが高まる「5つの場面」**について、新型コロナウイルス感染症対策分科会は政府に提言しました。

	リスクが高まる場面	リスクを高める行為・場所
①	飲酒を伴う懇親会等	・飲酒の影響で注意力低下、聴覚の麻痺による大声 ・回し飲みや箸などの共用 など
②	大人数や長時間におよぶ飲食	・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒 ・大人数（5人以上）の飲食による大声
③	マスクなしでの会話	・マスクなしでの近距離の会話 ・マスクなしの昼カラオケ など
④	狭い空間での共同生活	・長時間にわたる閉鎖空間の共有 ・寮の部屋やトイレなどの共用部分
⑤	居場所の切り替わり	・仕事の休憩時間の気の緩みや環境変化 ・休憩室、喫煙所、更衣室

さらに、**共用品**（例えば、ビュッフェスタイルの会食時に用いられる“**トング**”や“**メニュー**”など）が一旦汚染されると、それが**感染源**になる可能性がありますので、こまめな交換や消毒が必要です。

【参考：3つの密を避けましょう！（厚生労働省）】

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの**密**を避け ましょう！

①換気の悪い
密閉空間



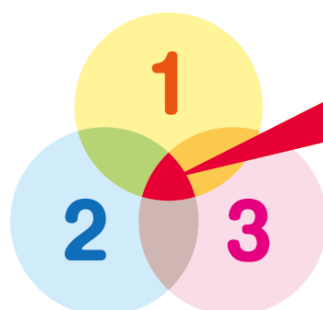
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



2 新型コロナウイルスの消毒について

(1) 基本的な消毒

✓ 手指などの皮膚は消毒用アルコールを使って消毒

- たっぷり消毒用アルコールを手につけ（取り）、手指全体に揉み込むようにし、乾燥するまで続けます。
- 消毒用アルコールがない場合、石けんを使い、丁寧に洗い、流水でよく流しましょう。

✓ 屋内は消毒用アルコール、家庭用塩素系漂白剤又は 家庭にある洗剤を使って消毒

*家庭用塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を使用する際の注意点

- 対象の部屋の窓を開放し、十分な換気を行いましょう。
- マスク、使い捨て手袋及びエプロン、ゴーグルなどを用いて、防御しましょう。
- 製品の記載濃度をもとに、0.05～0.1%に希釈して使用してください。
例）製品の濃度が6%の場合 水3ℓに漂白剤を25～50mℓ
(0.05～0.1%) →P12参考
- スプレーボトルを使用する際は、ウイルスを飛散させたり、薬剤を吸い込んだりする可能性があるため、注意してください。
- 金属部分は腐食する（錆びる）可能性がありますので、10分程度たったら水拭きしましょう。
- 製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用しましょう。
!! 特に他の製品（酸性タイプ）と混ざらないようにしてください。有毒なガスが発生して危険です。

*家庭にある洗剤を使用する際の注意点等（P13～14）

- 新型コロナウイルスに対する効果が認められた、洗剤に含まれる界面活性剤の種類を確かめましょう。
⇒独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のHPで公開（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- それぞれの洗剤製品の使用上の注意を守って、正しく使ってください。
- 手指・皮膚には使用しないでください。

*消毒用アルコール及びアルコール消毒について

- 日本薬局方消毒用エタノールは、濃度が76.9～81.4%（容量%、vol%）の範囲ですが、厚生労働省において、エタノールの濃度が60%台であっても新型コロナウイルスに一定の効果があるとしています。なお、北里大学の研究では50%以上でも効果があったと報告しています（P9◆3参考資料）。
- なお、エタノールの濃度が低くなると、一般的な食中毒を起こす細菌に対する効果が低くなる可能性がありますので、注意してください。
- 本ガイドブックでは、新型コロナウイルスに効果があると考えられる濃度のエタノール溶液で消毒することを、アルコール消毒と呼ぶことにします。

【参 考】

ダイヤモンドプリンセス号における新型コロナウイルス感染症
患者のいた部屋の物品等における遺伝子の検出頻度

（国立感染症研究所作成報告から）

物品名		検体数	遺伝子検出数（%）	
電灯スイッチ		33	1	（3%）
ドアノブ		33	1	（3%）
トイレ	ボタン	33	2	（6%）
	便 座	33	2	（6%）
	床	33	13	（39%）
椅子手すり		33	4	（12%）
TVリモコン		33	7	（21%）
電話機		33	8	（24%）
机		34	8	（24%）
枕		32	11	（34%）
合 計		490	57	（12%）

最も遺伝子検出率が高かったのはトイレの床で39%、次いで枕（34%）、電話機及び机（24%）、TVリモコン（21%）であった。

(2) 消毒を行う場所等（人の手がよく触れる場所等）と消毒方法

消毒を行う場所等		消毒方法
居間・居室、ダイニング・食堂など	ドアノブ、窓の取手、スイッチ類、ソファ・テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボードやマウス、小児の玩具、壁・床 等	ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。 消毒する場所等が濡れている場合には、水分を拭き取った後、ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭く。
台所・厨房、トイレなど	水道の蛇口、シャワーヘッド、浴槽、洗面器、ドアノブ、窓の取手、スイッチ類、排水溝、水洗便器と流水レバー、便座とフタ、汚物入れ、壁・床 等	
共用部分	エレベーターやオートロックのボタン、エスカレーターの手すり、建物への出入口のドアノブ、共用のトイレ、給水場所 等	
衣類、寝具類	!! 新型コロナウイルス感染症は、下痢の症状がみられることがあり、糞便から本ウイルスが検出されることがあります。	
	○体液でほとんど汚れていない衣類（寝衣）、寝具類などは、可能であれば使用者自身（新型コロナウイルス感染症が疑われる宿泊者）にあらかじめ用意した大きなポリ袋に入れていただくか、それができない場合は、従業員がマスク、ゴーグル、手袋、ガウンを用いて慎重にポリ袋に入れて回収し、その後は、一般的な家庭用洗剤を使用した洗濯機を使用して、洗濯し完全に乾かします。 ○体液（下痢便、痰等）で衣類（寝衣）、寝具類などが汚染された場合は、80℃以上で10分間の熱水に漬けるか、または0.05～0.1%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液に30分間漬けて消毒します。その後は、普段どおりに洗濯します。 ○あまりにも汚れが酷い場合は、ポリ袋（二重にするとさらにいいです。）に入れてそのまま廃棄※してしまった方がいいかもしれません。 ○もし、リネン業者やクリーニング業者へ汚染した可能性のある寝具類の洗濯を委託に出す場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器（ポリ袋等）に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り組みます。いずれにしても、委託業者との情報共有を密に行う必要があります。	
食器・箸など	下膳した後、洗剤で洗い、流水でよく流してください。 さらに、熱水（80℃以上で10分間）に漬けたり、0.05～0.1%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液に30分間漬けて（その後、流水で流す）消毒すればいいでしょう。	

※ ただし、廃棄する際は、必ず市町村の廃棄物の担当部署へ確認してください!!

(3) 具体的な消毒方法の手順及び注意事項

ア 清拭（せいしき）

消毒薬	70～80％エタノール、0.05～0.1％次亜塩素酸ナトリウム、消毒効果の確認された家庭用洗剤
場所等	人の手がよく触れる場所等（ドアノブ、スイッチ類等）、床、壁等
手順	①ペーパータオルやウェス等に十分薬液を含ませます。 ②人の手がよく触れる部分や汚染された可能性のある部分を拭きます。 （拭くときは、一方向に拭きます（汚染が広がらないように）。） ③次亜塩素酸ナトリウム溶液で拭いた場合は、10分程度したら水拭きします（金属部分が腐食してしまうため）。 ④拭き終わった、ペーパータオルはごみ袋にいれ、密封して廃棄します。
注意事項	・エタノールは引火性が強いので、火気に十分注意（換気等） ・次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた場合、拭いた場所が変色や腐食することがあります。

イ 噴霧・散布

消毒薬	70～80％エタノール、0.05～0.1％次亜塩素酸ナトリウム
場所等	床、畳、絨毯、ベッドマット等
手順	①噴霧器（園芸用）や霧吹きに消毒薬を入れます。 ②噴霧する場所の近くから、しっとり湿る程度吹き付けます。 （空間中に広がらないようにします。） ③次亜塩素酸ナトリウム溶液を噴霧した場合は、10分程度したら水拭きします（金属部分が腐食してしまうため）。
注意事項	・噴霧時に消毒薬を吸い込まないようにします（要換気）。 ・スポット的に使用するのがよいでしょう。 ・勢いよく噴霧するとウイルスを飛散させる可能性がありますので、消毒薬を細かい霧状にして吹き付けましょう。 ・エタノールは引火性が強いので、火気に十分注意（要換気）。 ・次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた場合、拭いた場所が変色や腐食することがあります。

ウ 浸漬（しんせき）

消毒薬	次亜塩素酸ナトリウム、熱湯（80℃以上）
対象	食器、調理器具、衣類、寝具類、カーテン等
方法	・食器や調理器具等は、0.05～0.1％次亜塩素酸ナトリウムをシンク等に溜めて、その中に5分間以上漬けて消毒します。 ・衣類、寝具類等は、洗濯時に洗剤とともに塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）の用法用量のとおり入れます。 ・体液等で汚染した衣類、寝具類等は、洗濯の前に、0.05～0.1％次亜塩素酸ナトリウム溶液に30分間漬けるか、熱湯（80℃以上）に10分間以上漬けてから、洗濯します。

< 新型コロナウイルスの消毒について参考となるHPアドレス >

- ◆1 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf#search=%27%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%B3%95%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%B6%88%E6%AF%92%E3%83%BB%E6%BB%85%E8%8F%8C%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B4%27>
- ◆2 「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ◆3 医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）不活化効果について（北里大学）
https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/albums/abm.php?f=abm00026588.pdf&n=20200417_%E3%83%97%E3%83%AC%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%B9_%E5%8C%BB%E8%96%AC%E9%83%A8%E5%A4%96%E5%93%81%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E9%9B%91%E8%B2%A8%E3%81%AE%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%EF%BC%88SARS-CoV-2%EF%BC%89%E4%B8%8D%E6%B4%BB%E5%8C%96%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf

【参考：感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）】

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>)

！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



【参考：身のまわりを清潔にしましょう（厚生労働省・経済産業省）】

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。

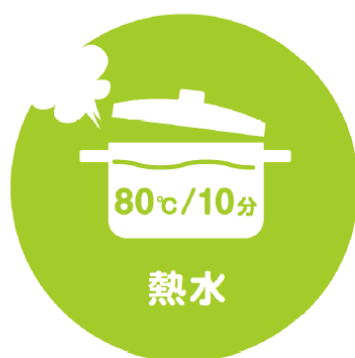


手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる
「家庭用洗剤」を使って
消毒ができます。
NITE ウェブサイトで
製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)



参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



【参考：ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう（経済産業省・NITE）】
(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（0.1%以上）
- ▶ アルキルグリコシド（0.1%以上）
- ▶ アルキルアミノオキシド（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンザルコニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ベンゼトニウム（0.05%以上）
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01%以上）
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24%以上）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22%以上）

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤
液性	弱アルカリ性
正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合には？

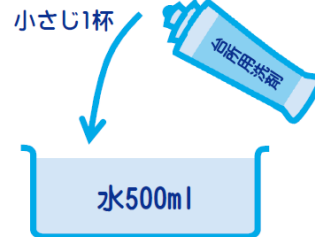
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く
混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどに
つけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作っ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッ
チンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

3 宿泊施設で行う具体的な感染防止対策

(1) 業務上の配慮（新型コロナウイルス感染症国内発生期）

行政機関の対応方針も踏まえ、**感染拡大防止対策を徹底して行う必要があります。**

万が一施設内で発生した場合を想定し、まずは対処方法についてあらかじめシミュレーションしておくことが大切です。

対象等	留意事項等
宿泊者	・ 宿泊者名簿への正確な記載の徹底 ・ 体調に異変が生じた場合は、室内にとどまり、必ず施設側に申し出るよう依頼 ・ 手洗いや咳エチケットについて協力依頼
従業員	・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有 ※感染が疑われる場合の対応 ・ 手洗い・手指消毒の徹底 ・ 感染が疑われる者が触れたと思われる場所等の消毒の徹底 ・ 咳エチケットの徹底 ・ 体調不良の場合は休む（自宅安静と適切なタイミングでのかかりつけ医（受診・相談センター）への相談及び状況報告等） ・ 3つの密を避ける行動 ・ 不要不急の外出の自粛 ・ 出勤時の体温測定と健康チェックと記録
営業継続計画 リスクマネジメント	[経営者が意識すること] ・ 保健所等の関係機関と十分な連携 ・ 宿泊者が発熱等の症状を呈した場合あるいは検査陽性となった場合の対応等 (相談・連絡先等について、あらかじめ検討しておくこと) ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集 ・ 宿泊者及び従業員の安全確保対策 ・ 最悪の場合を想定した営業継続計画策定 (従業員のシフトや役割分担) ・ 事案発生時の迅速かつ適切な連絡体制の確認 ・ 必要物品の手配 (手洗い用石鹸、消毒液、マスク、使い捨て手袋 等)

(2) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

この項目に記載した内容は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会及び全日本シティホテル連盟が、2020年5月14日に作成・公表した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（ガイドライン）に基づいたものです。

なお、ガイドラインにも記載されているとおり、このガイドラインは感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとなります。

ア 具体的な対策の検討にあたっての考え方

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

イ 具体的な感染防止対策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

(ア) 留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する。
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応。）
- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・ 施設及び客室の換気
- ・ 施設内の定期的な消毒
- ・ 宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・ 従業員の毎日の体温測定、健康チェック

(i) 各エリア・場面の共通事項

- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所の定期的な消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底
- ・ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ・ 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・ 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行

②各エリアごとの留意点

(ア) 入館時（ロビー等）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかにかかりつけ医（受診・相談センター）へ連絡し、その指示に従う。
- ・ なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理
- ・ 入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置
- ・ 入館の際に宿泊客に手指の消毒を依頼

<u>(イ) 送迎時</u>	
	・送迎者の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置
<u>(ロ) チェックイン</u>	
	(チェックイン待ち) ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を保つ ・客室でのチェックイン手続きに変更 等 (チェックイン手続き) ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ・モバイルによるプリチェックインの導入 等 (宿泊カードの記入) ・宿泊カードのオンライン化 ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等 (館内・客室案内) ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入 (ルームキー、キーカードの受渡し) ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入 ・返却されたルームキー・キーカードの消毒徹底 等 (団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応) ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請
<u>(ハ) エレベーター</u>	
	(ボタンの操作) ・エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒 (他の宿泊客との同乗) ・重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る） ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限 等
<u>(ニ) 客室</u>	
	(部屋のドアの開閉) ・ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備(※)への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤(洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭
※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、
座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

(部屋の備品(※)への接触)

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティ
は廃棄、館内用スリッパは使い捨てに替える又は消毒を徹底 等
※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- ・空調機を外気導入に設定
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請 等

(家族等普段生活している人以外との相部屋)

- ・同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意
また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への
確認を行うことを要請

(カ) 大浴場

- ・入場人数の制限

(更衣室)

- ・ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ・定期的なロッカーの清拭消毒
- ・浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請 等

(浴室内)

- ・備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請 等

(化粧台)

- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請 等

(休憩室)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。

- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

(※) 食事関係（接待のある宴会や会食、カラオケを行う場合は、十分な距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））をとることに留意）

i) 宴会場

（宴会・会食）

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・宴会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

ii) 食事処

（食事）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用

- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）
- ・参加人数、滞在時間の制限
- ・会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

iii) 部屋食

（調理場→パントリー→客室への料理の運搬）

- ・運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒

（客室内での料理の提供）

- ・横並び着席の推奨
- ・客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる。
- ・できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする。
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更、従業員が取り分け

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

（客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む）

- ・客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

iv) ビュッフェ

- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討
- ・ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底

（会場入り口での受付・案内）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす

（食事）

- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供
- ・自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請

（従業員がビュッフェテーブルの料理を補充・入れ替え）

- ・料理提供担当者の手指消毒の徹底

（ドリンクサーバーでの飲み物提供）

- ・ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒、スタッフが手袋を着用の上注ぐ

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳担当者は、手指消毒をしてから清潔な食器や料理の補充・提供
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

(ウ) チェックアウト

(チェックアウト時の待ち列)

- ・カード決済による非対面チェックアウト手続き

(ルームキーの返却)

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

(エ) 清掃等の作業

(従業員が客室の布団上げ)

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

(客室清掃)

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

(浴場清掃)

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- ・浴槽水等の消毒の徹底

(館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

	・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒 ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更
(イ) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意）	
	・便器内は、通常の清掃で良い ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意
(ロ) 従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意）	
	・使用する者はマスク着用 ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。 ・休憩スペースは、常時換気することに努める。 ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。 ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

③宿泊客の感染疑いの際の対応（P28「4」で詳細に記載）

- ・万一、発熱等の症状が生じた宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする（同行者も同様）。
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ・食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する。
- ・あらかじめ検討しておいた、宿泊施設近隣の医療機関や保健所の「受診・相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その指示に従う。
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。

（3）症状のある宿泊客への対応

令和2年6月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等あて）を参考にしてください。

具体的な対応等については以下のとおりです。

ア 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5℃以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、**本人の同意を得た上で**、あらかじめ検討しておいた、宿泊施設近隣の医療機関や保健所の「受診・相談センター」に連絡し、その指示に従ってください。

イ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請してください。

ウ 宿泊客への検温等の周知については、旅館・ホテルのホームページへ掲示することやフロントにおいて掲示することなどが考えられますので、以下の掲示例を参考に対応をお願いします。

（掲示例）

《宿泊されるお客様へ》

厚生労働省からの協力依頼により、検温等を実施しております。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ① チェックイン時の検温において、37.5度以上の発熱や、咳・咽頭痛の症状がある場合は、「受診・相談センター」（保健所）に連絡をし、その指示に従うこととしております。
- ② 発熱や咳・咽頭痛の症状があるお客様には、他のお客様と接触しない個室で待機いただき、外出を控えていただくよう依頼することがあります。

【参考：ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～（厚生労働省）

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

（一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変）令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
（アルコール手指消毒剤でも可）

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家​​庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>)

4 宿泊者に感染が疑われる症状が認められたら

(1) 受診・相談センター（保健所）への連絡

宿泊者から、体調不良の申し出があり、発熱等の症状のある場合は、施設の部門長などの責任者と情報共有をしてください。責任者は、「くわしい症状※」や「いつ頃から」を確認し、また、必要に応じて体温計で体温を測ってください。できれば、内線電話を用いて申し出のあった宿泊者とやりとりするといいいでしょう。

※発熱、咳、強い倦怠感（だるさ）、息苦しさ（呼吸困難）など

!! 体温計を使いまわす場合は、必ず毎回アルコールで消毒しましょう。

その後、症状のある宿泊者の同意を得た上で、速やかにあらかじめ検討しておいた宿泊施設近隣の医療機関や最寄りの「受診・相談センター（保健所）」へ連絡し、保健所等の指示を受けてください。

※今後の対応の助言には、症状のある宿泊者本人に電話に出ていただく必要があります。

※その他、症状のある宿泊者への対応等につきましては、随時 Q&A（HPアドレスはP37）でお知らせします。

【受診・相談センター（保健所）（24時間対応）】

・佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	0267-63-3178
・上田保健福祉事務所（上田保健所）	0268-25-7178
・諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	0266-57-2930
・伊那保健福祉事務所（伊那保健所）	0265-76-6822
・飯田保健福祉事務所（飯田保健所）	0265-53-0435
・木曽保健福祉事務所（木曽保健所）	0264-25-2227
・松本保健福祉事務所（松本保健所）	0263-40-1939
・大町保健福祉事務所（大町保健所）	0261-23-6560
・長野保健福祉事務所（長野保健所）	026-225-9305
・北信保健福祉事務所（北信保健所）	0269-67-0249
・長野市保健所	

平日（8:30～17:15） 026-226-9964

休日・夜間（17:15～8:30） 026-226-4911

(2) 感染が疑われる宿泊者への対応

感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン、浴室等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼してください。

また、飛沫の飛散を防止するため、**感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めています。**

(本人がマスクを持っていない場合には、施設側から提供してください)

※マスクの備蓄がない場合は、タオルやハンカチ、バンダナなどで口、鼻を覆うなどの対応をお願いしてください。

(3) 従業員の対応

対応する従業員はあらかじめ決めておくなど、**感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応してください。**

感染症が疑われる宿泊者に接触する場合は、(当該宿泊者に感染症の予防についてよく説明し) マスク及び使い捨て手袋を着用してください。

使用後のマスク及び手袋はポリ袋に入れて、口を縛った上で、焼却する等適正な方法で廃棄してください。

!! その他、感染が疑われる宿泊者への接触は、できる限り内線電話を使用して交信するなど、直接接しない対応を検討してください。なお、感染が疑われる宿泊者と直接接触した場合は、その後手洗い及びうがいを確実に行ってください。

!! また、高齢の方、糖尿病・慢性肺疾患・免疫不全などの基礎疾患のある方、妊婦の方などが対応するのは避けてください。

(4) 保健所への協力(情報提供)

保健所からの求めがあった場合は、接触者の状況等の調査に協力してください。

[協力事項の例]

- ・接触した可能性のある宿泊者及び従業員に関する情報提供

!! 調査は感染の拡大防止を目的に行うものです。

(5) 施設の消毒

施設の消毒は、マスク及び使い捨て手袋を着用して行ってください。

感染が疑われる宿泊者が利用した区域(客室、レストラン、エレベータ、廊下等)のうち手指が頻繁に接触する部分(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に実施してください(P 6【参考】参照)。

[消毒方法](P 5~14参照してください)

○手指が頻繁に接触する部分

アルコール消毒又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いてください。(漂

白剤の場合はその後水拭きをしてください)

- 物に付着したウイルスはしばらく生存(長くて数日)する可能性があります。
- 家庭用塩素系漂白剤を使う場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度 0.05%)

!! 製品によって次亜塩素酸ナトリウム濃度が異なりますので注意が必要です。

例) 製品濃度が6%の場合、水3ℓに製品を25mℓ入れると0.05%になります。

○トイレや洗面所

専用のゴム手袋等をして、通常の清掃・消毒を徹底してください。

○食器、箸、スプーンは、通常の場合と同様に下膳し、その後、ゴム手袋等をして洗剤等で洗浄し、消毒(熱水、次亜塩素酸ナトリウム等)してください。

○リネン・寝衣などは宿泊者自身にあらかじめ用意した大きなポリ袋に入れていただくか、マスク、ゴーグル、手袋、ガウンを用いて慎重にポリ袋に入れて回収し、その後は洗濯・洗浄を行ってください。なお、酷く体液(下痢便、痰等)で汚染されたリネン・寝衣は、ポリ袋(二重にするとさらにいいです。)に入れてそのまま廃棄してしまった方がいいかもしれません。

!! ただし、廃棄する際は、必ず市町村の廃棄物の担当部署へ確認してください。

○タオル・バスタオルなど

リネン・寝衣と同様に対応してください。

※専門の事業者「消毒」を依頼することも可能です。この場合、あらかじめ取り扱い事業者を確認しておいてください。

※これらの対応も保健所の指示に従ってください。

具体的手法は、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)、「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(厚生労働省ホームページ)を参考に実施してください。

5 検査後、宿泊者に陽性が確認されたら

(1) 本人への連絡と医療機関への移動

陽性が確定した場合、基本的に保健所から本人に連絡が入ります。

その後は、保健所の指示に従い医療機関へ移動します。

(2) 接触した従業員と他の宿泊者の健康確認

保健所が行う接触者の状況等の調査に協力をしてください。

保健所の調査の結果、濃厚接触者と確認された者については、一定期間の健康観察や自宅待機等を依頼する可能性がありますので、保健所の指示に従ってください。

※「濃厚接触者」についての定義は、P32下段を参照してください。

※その他、症状のある宿泊者への対応等につきましては、随時 Q&A（HPアドレスはP37）でお知らせします。

(3) 宿泊者の部屋などの消毒

使用した客室等は、速やかにマスク及び使い捨て手袋を着用し、消毒を行ってください。

消毒ポイントは、P29（5）と同様です。

(4) 報道等への対応

新型コロナウイルス感染症感染者の発生については、県・長野市が報道発表を行います。（公表の内容については、国の基本方針を踏まえ検討され、原則として、不特定の接触者が感染し、かつ感染拡大防止のために必要な場合は、施設名が公表されることがあります。）

県の報道発表で施設名が公表された場合、宿泊施設に報道機関から取材が来ることが想定されますので、あらかじめマスコミへの対応方針を決めておいてください。

【マスコミの対応方針の例】

- ・ 対外的な対応窓口の一本化

外部からの問い合わせは個々に対応せず、すべて対応窓口に一本化することを従業員全体で徹底してください。

- ・ 情報の収集と集約

適切な情報発信を行うため、宿泊者への対応、従業員への対応、消毒などを適切に実施した事実を整理してください。

なお、宿泊者・旅行社等への説明は、県の発表内容を確認した上で、保健所の指導・助言のもと、適切に判断し、対応してください。

6 従業員またはその家族に感染が疑われる症状が認められたら

(1) 自宅待機

発熱等の症状がある従業員については、出勤させず、自宅待機させてください。

※発熱等の症状がある場合は、出勤しないことをあらかじめ徹底しておいてください。

ご家族に症状がある場合も同様に、外出しないことで、感染拡大を防止に努めてください。

(2) かかりつけ医に電話で相談

まずは、電話でかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。

かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は、受診・相談センター（保健所）（P 34）に電話相談してください。

※あらかじめ連絡先は検討しておく必要があるでしょう。

電話で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。

検査の必要がないと判断された場合の対応（自宅待機等）についても、あらかじめ考えておくことが望めます。

（検査後、従業員またはその家族に陽性反応が確認されたら）

(3) 施設の消毒

マスク及び使い捨て手袋を着用し、関係箇所を中心に消毒を行ってください。

消毒ポイントは、P 29（5）と同様です。

(4) 当該従業員と接触した従業員の健康確認

保健所が行う接触者の状況等の調査に協力し、当該従業員に接触した従業員を特定するとともに、健康状態を確認してください。

(5) 報道等への対応

P 31（4）と同様です。

「濃厚接触者」とは

「患者（確定例）」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定）」と15分以上の接触があった方 等

7 初動に必要な体制

○二次被害の防止

宿泊施設の利用者や従業員から感染者が出た場合、経営者を中心に迅速な対応が求められます。

迅速な対応は、感染拡大や風評被害の防止、さらにはお客様の安心に繋がります。逆に、不適切な情報の隠蔽は、結果的に今後の営業にかえって悪影響を及ぼすことを認識してください。

特に、施設従業員が感染した場合は、施設の消毒、営業自粛の検討、予約されているお客様への連絡など、ある程度の想定準備が必要です。

事案発生時は、様々な対応が求められるため、あらかじめ役割分担しておくなど、危機管理体制の整備が重要です。

役 割	確 認 事 項
総務管理	1 関係機関との連絡調整 2 施設内での感染拡大防止措置の指示・指導 ※消毒は保健所等の指導あり ※マスク、使い捨て手袋等着用の徹底 3 リネン類の取り扱い 4 従業員の健康チェック・出勤管理 5 感染拡大防止に向けた営業自粛等の協議 6 マスコミ対応（施設名公表の可否等）
予約・フロント	1 お客様への対応 ※保健所の指導・助言を参考に、個別に判断 2 お問い合わせへの対応（窓口一本化）
その他	1 風評被害への対応（従業員の安全） ※従業員及びその家族を含めケアが必要 2 旅行社等への対応（信頼回復） 3 経営安定対策（営業維持）

8 新型コロナウイルス感染症対策に関する主な相談窓口

(1) 受診・相談センター（保健所）一覧

新型コロナウイルス感染症が疑われる方で、かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は以下のセンター窓口に電話相談してください。

電話相談窓口	管轄市町村	電話番号（24 時間対応）
佐久保健福祉事務所 （佐久保健所）	小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡	0267-63-3178
上田保健福祉事務所 （上田保健所）	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7178
諏訪保健福祉事務所 （諏訪保健所）	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所 （伊那保健所）	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6822
飯田保健福祉事務所 （飯田保健所）	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曽保健福祉事務所 （木曽保健所）	木曽郡	0264-25-2227
松本保健福祉事務所 （松本保健所）	松本市、塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所 （大町保健所）	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所 （長野保健所）	須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	026-225-9305
北信保健福祉事務所 （北信保健所）	中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡	0269-67-0249
長野市保健所	長野市	平日 8:30~17:15 026-226-9964
		休日・夜間 17:15~8:30 026-226-4911

(2) どこに問い合わせすればいいかわからない場合の相談窓口

「どこに相談したらよいか分からない」「どんな支援があるか分からない」といった場合は、ご相談ください。(土日・祝日除く(8:30~17:15))。

新型コロナウイルスお困りごと相談センター

電話番号：026-235-7077(専用電話)

NAGANO多言語コールセンター

電話番号：0120-691-792、
+81-92-687-5289(有料)

(3) 経営・雇用に関する相談窓口

資金繰り、経営不安、融資に関する相談に対応します。

【 長野県 】

窓　　口			電話番号	住　　　所
地 域 振 興 局	佐久　商工観光課		0267 - 63 - 3157	〒385-8533 佐久市跡部 65-1
	上田　商工観光課		0268 - 25 - 7140	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
	諏訪　商工観光課		0266 - 53 - 6000	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
	上伊那　商工観光課		0265 - 76 - 6829	〒396-8666 伊那市荒井 3497
	南信州　商工観光課		0265 - 53 - 0431	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678
	木曽　商工観光課		0264 - 25 - 2228	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1
	松本　商工観光課		0263 - 40 - 1932	〒390-0852 松本市大字島立 1020
	北阿尔プス　商工観光課		0261 - 23 - 6523	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2
	長野　商工観光課		026 - 234 - 9527	〒380-0836 長野市南長野南県町 686-1
	北信　商工観光課		0269 - 23 - 0219	〒383-8515 中野市大字壁田 955
県 庁	産業立地・ 経営支援課	(経営)	026 - 235 - 7195	〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
		(融資)	026 - 235 - 7200	
	労働雇用課（雇用）		026 - 235 - 7201	

9 新型コロナウイルスに関する情報について（HP等）

【 長野県 】

○新型コロナウイルス感染症対策について【長野県】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

○症状のある宿泊者、検査で陽性が確認された宿泊者への対応等についての Q&A

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/singatakoronasyukuhakugaido.html>

○長野県新型コロナウイルス対策情報

< t w i t t e r >

https://twitter.com/Nagano_Corona

< Youtube >

<https://www.youtube.com/channel/UCUdpuTxrK48m9O9dlPpo7yA>

< L I N E >

長野県新型コロナ対策パーソナルサポート



【 国 】

○新型コロナウイルス感染症について【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○新型コロナウイルス感染症対策【内閣官房】

<https://corona.go.jp/>

10 その他

(1) 第3版から第4版への主な変更点

ア 新型コロナウイルス、新型コロナウイルス感染症に関する内容を、長野県の発行する「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」の内容と合わせました。

→P 2

イ 以前は、疑わしい症状がある方は「有症状者相談窓口」へ相談することとされていましたが、令和2年11月17日以降は、発熱等の症状がある方は、まずは、電話でかかりつけ医等地域の身近な医療機関に相談することとなりました。また、かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合の相談窓口が、「受診・相談センター」（保健所）になりましたので、その旨修正しました。

→P 2、15、17、24、25、28、32、34、35、36

ウ 新型コロナウイルス感染症対策分科会が政府に提言した、感染リスクが高まる「5つの場面」について追加しました。

→P 3

エ 国立感染症研究所の報告した「ダイヤモンドプリンセス号環境検査に関する報告」に基づいた、「ダイヤモンドプリンセス号における新型コロナウイルス感染症患者のいた部屋の物品等における遺伝子の検出頻度」に関する調査結果を追加しました。

→P 6

(2) このガイドブック第4版に記載した内容は、令和2年11月時点の情報に基づくものです。新型コロナウイルス感染症は、まだ不明な部分が多い感染症であることをご理解いただくようお願いします。

長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話直通：026-235-7153